

健生発0626第6号
令和6年6月26日

各 (都 道 府 県)
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「理容所及び美容所における衛生管理要領」等の一部改正について

理容所及び美容所における衛生管理については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」(昭和56年6月1日環指第95号)に基づき、営業者に対する適切な指導をお願いしているところです。

今般、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)を踏まえ、「理容所及び美容所における衛生管理要領」及び「理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和43年9月18日環衛第8140号厚生省環境衛生局長通知)の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正しましたので、関係者に対して周知を図るとともに、理容所及び美容所における衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

- (参考①) 7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表(理容師法等関係抜粋)
- ・デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表(2022年12月21日)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221_meeting_administrative_research_outline_08.pdf

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表2	19	美容師法	厚生労働省	第12条の3第1項	美容所における管理美容師の専任	常駐専任	1-2	2-2	令和6年度 4月～6月	常駐専任－ 厚生労働省 4	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表2	22	理容師法	厚生労働省	第11条の4第1項	理容所における管理理容師の専任	常駐専任	1-2	2-2	令和6年度 4月～6月	常駐専任－ 厚生労働省 4	告示、通知・通達等 の発出又は改正

- (参考②) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/77bcb85a-52bb-4f82-b8d1-568b310b77a7/20220330_meeting_administrative_research_outline_01.pdf